

国立大学法人鹿屋体育大学再雇用職員規則

〔平成18年6月15日〕
規 則 第 1 7 号
改正 平成19年3月22日
規 則 第 3 1 号
平成25年3月26日
規 則 第 9 号

（目的）

第1条 この規則は、国立大学法人鹿屋体育大学就業規則（平成16年規則第20号）第15条第4項の規定に基づき、国立大学法人鹿屋体育大学（以下「本学」という。）に再雇用する職員（以下「再雇用職員」という。）の身分、給与、勤務時間、その他必要な事項を定める。

（身分）

第2条 再雇用職員は、非常勤職員とする。

（再雇用の申出）

第3条 再雇用を希望する者は、定年退職日の6月前までに学長へ申し出るものとする。

（採用）

第4条 再雇用職員の採用は、再雇用の申し出に基づき学長が判断する。

（雇用期間）

第5条 再雇用職員の雇用期間は、4月1日から3月31日までの1年を超えない範囲内で定めるものとする。

（雇用期間の更新）

第6条 学長は、再雇用職員が更新直前の期間において解雇事由又は退職事由に該当しない場合に限り、その雇用期間について1年を超えない範囲内で更新するものとする。

（再雇用の上限年齢）

第7条 第5条及び前条の雇用期間の末日は、再雇用職員が満65歳に達する日以後における最初の3月31日とする。

（給与）

第8条 再雇用職員の給与は、本給、通勤手当相当給与及び時間外勤務手当相当給与とし、本給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。）第8条第12項並びに国立大学法人鹿屋体育大学職員給与規則（平成16年規則第25号）第8条及び第9条の規定を準用する。

（勤務時間等）

第9条 再雇用職員の所定の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間については30時間、

1日については6時間の範囲内とする。

(非常勤職員就業規則の適用)

第10条 この規則に定めるもののほか再雇用職員の就業に関しては、国立大学法人鹿屋体育大学非常勤職員就業規則(平成16年規則第34号)を適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年6月15日から施行する。
- 2 第7条の規定にかかわらず、第5条及び第6条の雇用期間の末日は、再雇用職員の生年月日に応じて、次の表の上限年齢に達する日以後における最初の3月31日とする。

生 年 月 日	上限年齢
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	63歳
昭和22年4月2日～昭和24年4月1日	64歳
昭和24年4月2日以降	65歳

附 則 (平19.3.22規則第31号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平25.3.26規則第9号)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人鹿屋体育大学就業規則附則(平25.3.26規則第8号。以下「就業規則附則」という。)第2項に定める再雇用職員に係る第3条の規定の適用については、同条中「6月」とあるのは「9月」とする。
- 3 就業規則附則第2項に定める再雇用職員に係る第4条の規定の適用については、同条中「再雇用の申し出に基づき学長が判断する」とあるのは「選考によるものとし、再雇用の申し出に基づき学長が審査する」とする。
- 4 就業規則附則第2項に定める再雇用職員に係る第6条の規定の適用については、同条中「解雇事由又は退職事由に該当しない場合」とあるのは「勤務実績が良好である場合」、「更新するものとする」とあるのは「更新することができるものとする」とする。